

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
久保砕石工業株式会社	虻田郡京極町字京極552

2 指名停止期間

全省庁統一資格 物品の販売 C

平成27年7月25日～平成27年10月24日（3ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、久保砕石工業株式会社が後志森林管理署と砕石用原石売買契約を締結した虻田郡京極町字春日の国有林138林班イ小班において、採取量の実績把握、岩石採取計画との照合等を怠ったことにより、平成21年度から平成26年度にかけて買受した数量を44,216m³上回る岩石を採取したものである。

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2、第3及び第4関係）

措 置 要 件	指名停止の期間
（不正又は不誠実な行為） 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）